

令和5年7月14日

令和 5 年 7 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和5年7月14日

午後2時00分

2. 場 所

能代市役所 二ツ井町庁舎 大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	飯坂 司		
2	工藤 次雄	12	安井 鐘美
3	大鐘 正彦	13	福司 貴徳
4	佐々木 力	14	大高 清勝
5	熊谷 治	15	佐藤 敏彦
6	渡部 正人		
7	金谷 和美	17	袴田 謙
8	小川 繁	18	高橋 英敏
		19	平川 義市
10	菊地 勝美		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
9	舩谷 雅弘	16	工藤 玲子
11	佐々木博子		

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事 務 局 長	川 崎 武 信
係 長	長 谷 川 直 人
行政専門員	今 井 一 晴

<p>6. 案 件 議 案 番 号 2 3 2 4 2 5 報告事項1 報告事項2 報告事項3 報告事項4</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画について 2アール未満の農業用施設の届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について 非農地判断について 地目変更登記に係る照会に対する回答について</p>
<p>7. 会議の概要  事 務 局  議 長  事 務 局  議 長  議 長  議 長  議 長</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号9番 舩谷 雅弘 委員、11番 佐々木 博子 委員、16番 工藤 玲子 委員の3名です。 19名中16名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号14番 大高 清勝 委員と議席番号15番 佐藤 敏彦 委員の両名をお願いします。</p> <p>それでは、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。なお関連がありますので、報告事項2と併せ事務局の説明を願います。</p>

事務局

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったため、承認するため提案します。

申請内容は、所有権移転が13件で、譲渡人が8人、譲受人が8人です。申請土地の面積は、田が5,775.78㎡です。賃借権の設定は1件で、賃貸人が1人、賃借人が1人で、申請土地の面積は田が3,591㎡です。使用貸借権の設定は、件数が2件、貸人が2人、借人は1人で、申請土地の面積は、田が25,632㎡、畑が4,324㎡です。

次のページをお願いします。

内容について、主なものをご説明します。

整理番号1～11は所有権移転で、この地区は当事者間で登記を伴わない所有権移転が行われており、現在、登記名義人と実質的な所有者が違っている状況でした。今回、市道の拡幅計画があり、用地買収に伴う部分について真正な名義人に所有権移転をしようとするものです。

4ページをお願いします。

整理番号16は使用貸借権の設定で、申請土地は浅内字成合 [REDACTED] 面積 [REDACTED] です。これは、貸人の娘の夫に経営移譲するため10年間の使用貸借権を設定しようとするものです。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長

ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長

次に、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、意見を付すためご提案いたします。

農地転用許可申請は2件で、いずれも所有権移転で、譲渡人、譲受人とも2人です。申請土地の面積は、畑が695㎡です。

6ページをお願いします。

整理番号1 申請地は、槐字下悪戸 [REDACTED] 地目は畑、面積は [REDACTED] 価格は [REDACTED] 申請事由は農業用施設用駐車場で、メガ団地で働く従事者用の駐車場になります。農業用施設の農地区分は、農用地区域内農地で

す。

申請地の位置は7ページです。申請地は、槐の園芸メガ団地作業所から道路を挟んで北側に立地する畑です。

土地の利用計画図は、8ページです。

申請地の周囲の状況ですが、南側と西側は農道が通っており、北側と東側は、畑となっております。

事業計画では、山砂で30cm盛土をし、その上に15cmの砕石を行い、乗用車が15台程度収容可能な駐車場とする計画で給水設備の設置の予定はなく、汚水、生活雑排水の発生もありません。雨水は自然流下させます。

申請人である譲受人は、農事組合法人の代表者で、園芸メガ団地でネギや大豆などの栽培を行っております。従業員の駐車場が不足することから、この度、団地作業所の近隣に駐車場を整備しようとするものです。

事業費は[ ]事業資金が確保されていることを確認しております。

申請地は、農業振興地域計画において、農用地に指定されておりますが、この度、農業用施設用地として用途の変更手続きを行い、6月中旬に認定されております。整理番号1の説明は以上です。

6ページをお願いします。

整理番号2 申請地は、落合字上釜谷地[ ]地目は畑、面積は[ ]価格については[ ]です。申請事由は、一般住宅です。農地区分は、申請地は用途地域が第1種中高層住居専用地域に指定されていることから第3種農地です。

申請地の位置は9ページです。申請地は、落合字上前田の秋田しらかみ看護学院の西側約100mに位置しております。

土地の利用計画図は、10ページになります。申請人である譲受人が自宅の建て替えを検討したところ、現在の自宅の近隣に母が所有する畑があることから、母から土地の提供を受け、住宅を建設することになったものです。

申請地の周囲の状況は、東側と南側には市道が通っており、西側は宅地で住宅が建っており、北側は譲受人の母が所有する畑となっております。

事業計画では、30～50cmほど盛土を行い、農地と隣接する北側のみ法面保護を行い、北側以外は、隣接地と同じ高さにするとのことです。給水は市道を通っている給水管から上水道を引き込み、汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、処理水は既設の排水用の道路側溝に流すこととしており、地元自治会から了承を得ております。雨水は自然流下させ、南側の道路側溝へ流すこととしております。事業費は[ ]事業資金を確保できることを確認しております。

説明は以上です。

議長

本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

佐々木力委員

7月5日(水)、現地調査班 第2班 3番 大鐘 正彦 委員、10番 菊地 勝美 委員、事務局と私の5人で現地調査を行いましたので、その結果

をご報告いたします。

整理番号1、整理番号2の現地は、いずれも耕作されていない畑でした。境界は明確で、事前着工はありませんでした。周辺の土地へ支障がない計画であることを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議 長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。  
それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長

ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長

次に議案第25号 農用地利用集積計画についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第25号 農用地利用集積計画の提出があったため、承認するため提案します。

申請内容は、利用権の設定が5件で、賃貸人が5人、賃借人が2人、転借人が2人で、申請土地の面積は田が43,452㎡です。権利の移転は、権限移譲により、今年度から市で審議することとなったものです。件数が3件、賃貸人が3人、転借人が2名で、申請土地の面積は田が74,351.71㎡です。

次のページをお願いします。主な内容についてご説明します。

整理番号1は利用権の設定で、申請土地は切石字厩ヶ台■■■■地目は田で面積は■■■■賃借料は■■■■設定事由は経営拡張、賃借期間は6年間となっています。

整理番号2は中間管理権で、申請土地は種字大正新田■■■■地目は田で面積■■■■賃借料は■■■■賃借期間は10年間となっています。

次のページをお願いします。

整理番号6は権利の移転で、申請土地は麻生字様の下■■■■地目は田で面積■■■■賃借の残存期間は5年間となっています。

説明は以上です。

議 長

それでは、質疑に入りますが、議事参加がありますので、整理番号1番を

先議します。

15番 佐藤 敏彦 委員は暫時ご退席願います。

(佐藤委員退席)

議 長 整理番号1番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(佐藤委員着席)

議 長 佐藤 敏彦 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 次に、報告事項1 2アール未満の農業用施設の届出についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事 務 局 農地法施行規則第29条第1号の規定により許可不要となる2アール未満の農業用施設への転用事業の届出がありましたので報告いたします。

18ページをお願いします。

届出のあった件数は1件、1筆で地目は田、面積は[REDACTED]  
[REDACTED]です。

届出の土地は、常盤字苧田面[ ]で自己所有の農地の一部[ ]  
[ ]の敷地に床面積が50㎡ほどの土間コンクリートの農作業小屋を建設する届出内容となっております。

位置図、配置図は19ページ、立面図は20ページに記載しております。

現在、使用している作業小屋の地盤が軟弱で、基礎部分が一部崩れ、建物が傾いてきたため、現在、農業用ハウスを設置している自己所有地に新たに作業小屋を建設しようとするものです。

説明は以上です。

議長 報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明を願います。

(説明省略の声)

議長 説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。  
報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、報告事項3 非農地判断についてを議題とします。事務局の説明を願います。

(説明省略の声)

議長 説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。  
報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、報告事項4 地目変更登記に係る照会に対する回答についてを議題とします。事務局の説明を願います。

(説明省略の声)

議長 説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)



議 長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。  
報告事項でありますのでご了承願います。  
続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

事 務 局 ・今後の行事予定について

議 長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後2時30分

議 長

議事録署名委員

14 番

15 番